

松山市立拓南中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 名称および事務局

この会は、松山市立拓南中学校PTAと称し、事務局を拓南中学校内に置く。

第2条 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における生徒の健全育成をはかることを目的とする。

第3条 活動

この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員相互の親睦と教養を高める活動
- 2 教育ならびに生活環境をよくする活動
- 3 地域との連携と協力を推進する活動
- 4 その他、目的達成に必要な活動

第4条 会員

この会は、拓南中学校に在籍する生徒の保護者ならびに教職員をもって構成する。

第2章 機 関

第5条 機関

この会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 専門部会
- 5 特別委員会
 - (1) 予算委員会
 - (2) 本部役員選考委員会
 - (3) 校則検討委員会
 - (4) その他必要に応じて常任理事会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第6条 総会

- 1 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。
- 2 総会は、定期総会、臨時総会とする。
- 3 定期総会は、毎年4月に開き、臨時総会は次の場合に開く。
 - (1) 理事会の決議があった場合。
 - (2) 会員の3分の1が賛成し、議題と理由を示して開会の請求があった場合

第7条 総会に次の事項を付議し、承認決定する。

- 1 会則の改正
- 2 本部役員を選任
- 3 旧年度行事、決算の報告承認
- 4 新年度行事、予算の報告承認
- 5 その他の重要な事項

第 8 条 理事会

理事会はこの会の全役員をもって構成し、総会につぐ決議機関であって、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第 9 条 理事会は、次の事項について協議し決定する。

- 1 総会に付議すべき事項
- 2 常任理事の選任
- 3 その他会務運営に関する重要事項

第 10 条 総会および理事会における議事の決定は、出席人員の過半数で決する。

第 11 条 常任理事会

常任理事会は、本部役員および各正副専門部長で構成し、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第 12 条 常任理事会は、次の事項について協議し決定する。

- 1 理事会に付議すべき事項
- 2 会則の検討
- 3 細則の改定
- 4 その他会務運営に関する事項

第 13 条 専門部会

- 1 この会に次の専門部会をおく。
 - (1) 学校教育部
 - (2) 家庭教育部
 - (3) 社会教育部
- 2 専門部会は、部長、副部長、各専門部員をもって構成し、各部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったときに開く。
- 3 専門部会は、次の事項について協議し、推進する。
 - (1) 学校教育部
 - ア 学校教育を理解するための学習
 - イ 教育や子どもに関する情報交換
 - ウ 学校やPTAに関する意見や提言の汲み上げ
 - エ 学校行事などへの協力
 - オ その他必要な活動
 - (2) 家庭教育部
 - ア PTA会員の教養を高める活動（PTA学級等）
 - イ グループサークル活動の育成（PTAコーラス等）
 - ウ 各種の保健活動
 - エ 体育レクリエーション活動
 - オ その他必要な活動
 - (3) 社会教育部
 - ア 地区別懇談会活動
 - イ 地域補導活動（夏祭り、椿祭りの補導・地域パトロール等）
 - ウ 地域との連携を深める活動（健全育成等）
 - エ その他必要な活動

第 14 条 予算委員会

- 1 予算委員会は、本部役員、各専門部長および委員長（会長兼務）が必要と認めた者をもって構成し、委員長（会長兼務）が必要とみとめたときに開く。
- 2 予算委員会は、来年度の予算を立案する。

第15条 本部役員選考委員会

- 1 本部役員候補者を選考するときは、本部役員選考委員会を設ける。
- 2 本部役員選考委員会の委員の数と任務等は、細則で定める。

第16条 校則検討委員会

- 1 校則検討委員会は、本部役員、各専門部長および委員長（会長兼務）が必要と認めた者をもって構成し、委員長（会長兼務）が必要と認めたとき開く。
- 2 校則検討委員会は、校則の検討を行い、拡大校則検討委員会（生徒代表、教員代表、保護者代表）へ提案する。

第3章 役員

第17条 役員

この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名以上
(うち1名は教頭、ただし、副会長は、監事・庶務・会計を兼任することができる。)
- 3 監事 2名
- 4 庶務 1名
- 5 会計 1名
- 6 常任理事
- 7 理事

第18条 役員を選任

- 1 総会で選任する役員
会長、副会長、監事、庶務、会計 これを本部役員という
- 2 理事会で選任する役員
各専門部の部長、副部长（これを常任理事という）
- 3 各学級および各地域で選任する役員（これを理事という）
- 4 会長の委嘱により学校長が指名する役員
(1) 副会長 1名（教頭）
(2) 各専門部 若干名（教職員）とする。

第19条 専任制

本部役員は、他の役員（常任理事、理事）を兼ねることはできない。
(ただし、社会教育部理事は兼ねることができる。)

第20条 役員任期

役員任期は、1か年とする。ただし再任をさまたげない。
補欠により選出された役員任期は、前任者の残存期間とする。

第21条 役員任務

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 庶務はこの会の庶務を行う。
- 4 会計はこの会の会計を行う。
- 5 監事はこの会の会計監事を行う。
- 6 会長、副会長は、必要に応じて本部会を開催し、会の運営に必要な事項の協議決定を行い報告する。
- 7 常任理事は各専門部を代表し、活動を統括する。
- 8 理事は専門部を構成し、活動を推進する。

第4章 経 理

第22条 経 理

この会の経理は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに当てる。

第23条 会 費

会員は、会費を納めるものとし、一世帯当たり月額500円とする。

第24条 会計年度

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 付 則

第25条 会則にない事項

この会の運営に関し必要な事項は、会則に反しない限りにおいて、常任理事会の決議を経て定める。この場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第26条 慶 弔

慶弔については、別に定める 慶弔規程 による。

第27条 表 彰

表彰については、別に定める 表彰規程 による。

第28条 P T A事務職員雇用に関することについて

拓南中学校P T A活動をスムーズに運営・管理していくために、事務局に事務職員を置くものとする。

※松山市立拓南中学校P T A事務職員服務給与規程に別途定める。

付 記

この会は、昭和56年4月より施行する。

昭和59年	2月	改正	平成 2年	4月25日	改正
平成 3年	4月27日	改正	平成 8年	4月24日	改正
平成 9年	4月24日	改正	平成10年	4月16日	改正
平成12年	4月15日	改正	平成13年	4月18日	改正
平成14年	4月18日	改正	平成15年	4月16日	改正
平成16年	4月15日	改正	平成19年	6月 1日	改正
平成23年	4月18日	改正	平成28年	4月15日	改正
平成31年	4月19日	改正			